

クメール・ルージュ特別法廷と移行期の正義

阿 部 利 洋

1. クメール・ルージュ特別法廷開廷の史的背景

現在、カンボジアでは、30年以上前の政権幹部の責任を問う裁判が開かれている。裁判の正式名称を、カンボジア特別法廷裁判部（Extraordinary Chambers in the Court of Cambodia）と言い、一般的にはクメール・ルージュ特別法廷（Khmer Rouge Special Tribunals）とも言われる。クメール・ルージュとは、1970年代に極端な共産主義思想を掲げて、武力革命を行った政治勢力をさす。その後3年9カ月あまりの政権運営において、想像を超えた管理社会、粛清システムを推進することになり、いまでは虐殺・餓死者等をあわせた当時の犠牲者は約170万人と推定されている。

1979年1月にベトナム軍の侵攻を受けてプノンペンが陥落、ベトナムのバックアップを受けた政府が誕生するものの、その後10年あまりの内戦を経て、ようやくパリ和平協定が結ばれたのは1991年である。92年の明石康・国連カンボジア暫定統治機構代表着任、93年の選挙監視を含めて、国際外交の舞台において日本が重要な役割を果たしたとしてしばしば参照される出来事である。

けれども、1990年代を通じて、カンボジア国内の政治状況は不安定なもので、複数の政治勢力が権力闘争を展開し、90年代後半に何人かの幹部が現国軍に投降するまでは、クメール・ルージュ兵士も、タイ国境付近のエリアを拠点に、勢力を保持し続けた。このことは、総選挙後すぐに法廷設置の

動きが出なかった理由の一つである。

1997年に、カンボジア政府が国連に対して、クメール・ルージュ幹部らを裁く法廷の設置に協力依頼したのが、現在の特別法廷設置へ向けた動きの始まりである。このときに主導したフン・セン第二首相(当時)および人民党幹部は、対立していた政党(フンシンベック党)とクメール・ルージュの残党勢力が結託するのをけん制するために協力依頼を行った、という見方もなされている。国連側は、この申し出を受けて、国際法廷を設置すべしという調査レポートを事務総長に提出した。

他方で、当時のカンボジア政府——人民党とフンシンベック党の連立政権——の中でも人民党の目論見としては、「カンボジア国内で設置する法廷に、国際的な(経済的)支援を受ける」というものだったので、「誰を、どのような基準で裁き、どのような罪が下されるか」まで介入する国連プランには反対した。大きな理由としては、現政府関係者の多くは元クメール・ルージュの中級・下級兵士であり、裁判の動向次第では起訴・捜査の対象になりかねないという懸念が挙げられる。しかも、1998年の調査を経て、1999年に国連が正式なプランを表明する頃には、カンボジア国内の権力闘争に大方決着がついており、国軍と政府機関、および国会・州議会の多くを人民党関係者が占める体制ができつつあった。そういう理由もあって、人民党は、今度は、法廷設置へ向けた国連および国際社会の動きに対して、強硬な反対姿勢を示すようになる。

「国内外の判事の数のバランス」や「ふたつの法体系(国内法と国際法)の適用基準」、「被告として拘束される元幹部の人数」などをめぐるカンボジア政府と国連代表団の交渉は難航し、2003年6月になって、ようやく法廷設置の合意文書に双方が署名した。しかし、その後も、さまざまな裁判規則¹⁾

1) たとえば、遺族や被害者が集団で裁判に参加する仕組みや、外国人弁護士の特例法廷参加の条件(カンボジア弁護士会への登録料を初年度いくら払うかなど。カンボジア弁護士会は4900ドルを要求した)に関するものなど。裁判規則は、2007年6月に採択された。

の解釈が定まらず、最初の予審法廷が開始されたのが、2008年の11月であり、公判が開始されたのは2009年の2月である。

2009年8月まで、法廷の進行は大きく二つに分けられていた。まず、ケース1と呼ばれるもので、すでに開始しているドゥイック被告の裁判。次に、ケース2と呼ばれるものが準備中で、実質的には、こちらにクメール・ルージュ体制の実質的な元幹部が集められている。けれども、被告側のある弁護士は「早くても来年暮れまでには開廷しないだろう」と言う。開廷したとしても、第二審のことも考えれば、結審はまだ先の話ということになる。

さらに、最近になって(2009年9月2日)、起訴予定人数が増えるとの決定が裁判所から公表された。国際的に比較すると、旧ユーゴやシエラレオネ、レバノンの特別法廷の裁判費用や審理期間よりも十分な資源があるにもかかわらず、5名しか審理されないというのは不十分であり、その選別も正義の観点からというより、かなり政治的な——つまりカンボジア国内の政治状況を反映した——正当性を欠いたものにしかすぎない、という批判はこれまでも多く出されていた。そのため、起訴人数が追加されるというのは、新聞メディアやNGOのコメントを見る限り、国際的には肯定的な反応を引き出しているようである。けれども、これまで5名の審理に対しても、当初の予想を大幅に超えた時間と予算を費やしているわけで、さらに起訴人数が増えるという事態が、十分に対処されるのかどうか、もっと言えば、状況が長引く

現在起訴されている5名の元クメール・ルージュ幹部

カン・ケック・イウ (通称ドゥイック) Kaing Guek Eav (Duch) 1942年生	ヌオン・チア Nuon Chea 1926年生	イエン・サリ Ieng Sary 1930年生	イエン・チリト Ieng Thirith 1932年生	キュー・サンパン Khieu Samphan 1931年生
トゥール・スレン 収容所所長	共産党副書記・ 党粛清の責任者	副首相(外交担当)	社会問題相	国家幹部会議長
人道に対する罪	戦争犯罪・ 人道に対する罪	戦争犯罪・ 人道に対する罪	人道に対する罪	戦争犯罪・ 人道に対する罪
ケース1	ケース2	ケース2	ケース2	ケース2

中で、明確な判決に至る前に——たとえば旧ユーゴのミロシェビッチ大統領のケースのように——高齢の被告が死亡し、あるいは予算不足、法廷スタッフ間の内紛などが生じて、中途半端に終結してしまうのではないか、という懸念も、ブノンペンではしばしば耳にする。

2. 法廷内部の状況

法廷内部ではどのような議論が行われているか。まず、ケース1については、いま第一審が進行中であり、先日(9月29日)、公判が終了したところである。国内にいくつか存在した政治犯収容所のなかでも最も犠牲者の数が多いとみられているトゥール・スレン収容所の元所長が、「人道に対する罪」に問われる「最も責任のある幹部」の一人とみなしうるかどうか、というのが大きな争点である。大陸法(civil law)システムにもとづいた公判は、40週にわたって行われ、毎週基本的に4日ずつ(あるときはゼロないし2~3日)、9時から16時まで質疑・報告が行われた。たとえば「この被告が収容所所長の地位にあったことで、収容所内の拷問・虐殺の程度が激化したかどうか」というのが、具体的な論点のひとつになっている。

また、先述のケース2、つまり、実質的な政権運営者たちの予審段階では、指揮責任(superior responsibility)や共謀(joint criminal enterprise=JCE)といった概念が、被告の責任を判断する基準として適用可能かどうか、議論されている。というのも、当時の体制は秘密主義で、上層部からの指令は隠語を用いた口頭によるものがほとんどであった。そのため、文書記録によって上層部からの弾圧・殺害命令を証明する可能性はほとんどない。すでに30年以上前の出来事であり、その後10年近くも内戦が続いたという条件も重なってくる。そこで、当時の政権幹部の立場と、結果として百数十万人の国民が亡くなった事実をつなぐ特別な論理が要請されることになり、たとえば旧ユーゴスラビアの国際法廷で用いられた「共謀(JCE)」などを、どのように、あるいはどの程度適用できるのかどうか、というのが大きな論点となっている。

一方で、こうした議論は、一般の人々——カンボジア国内を問わず——が、クメール・ルージュ体制の過去に対して抱いている正義の感覚と、現実の法論理というものが、いかにかけ離れているか、示すものでもある。共謀罪については、たとえば「特別法廷では、国際慣習法については、国内法を優先させるという関係のなかで併せて適用することになっているが、共謀罪の概念は国内法にはなく、それゆえ適用不可能である」とか、「検事は、共謀罪の考え方は、すでに1940年代後半に行われたニュルンベルグ裁判において確立されていると言うが、それは間違いで、法学的な議論においては、共謀罪という概念は旧ユーゴの国際法廷で初めて公式に採用されたものすぎない、つまり、共謀罪という概念は、国際慣習法を構成するに至っていないので、適用できない」といったような議論が繰り返されている。簡単に言えば「学者の論文」のような文書が行き交っており、当然のことながら、カンボジア国内の人々にとっては実感とはほど遠い話である。

他方で、法廷審理のプロセスが、多くの国外メディアからは「遅延」と書かれてきた要因としては、次のようなものがある。

a. カンボジア側法廷職員の間で汚職疑惑が生じる、 b. 高齢の被告の健康状態がたびたび悪化し（たと報じられ）、入退院を繰り返すなかで、審議が延期される、 c. 予算不足、 d. 被告の人数、 e. 混合法廷における翻訳の問題²⁾。

ここまで列挙してきた事項は何を示すものなのか。これは、ひとつに「法規範が不十分な社会で、にもかかわらず正義の追求が図られたときに、何が生じるか」という問いに答える事例になっているのではないかと、いうことである。社会学的な視点から考えるならば、こうした要素を「単なるノイ

2) 被告のひとり、キュー・サンパンのフランス人弁護士（ジャック・ベルジュ）が、関係書類がフランス語に翻訳されないことを不服とし、審理への参加を拒否し、一方で法廷側は人員と予算の都合上、翻訳を拒否した。弁護側は、フランス語と英語とカンボジア語が公用語とされた混合法廷なのに、すべての書類が翻訳されないというのは手続き上の不備であり、是正されるまでは法廷の審理に参加しない、という立場を、2008年4月から継続している。

ズ」として処理するのではなく、むしろこうした要素に、当該社会に関する何らかの特殊性があらわれていると受け止めるべきではないか、ということになる。

3. 市民社会のレベル

つぎに、当該社会の人々が特別法廷をどのように受け止めているか、という視点に移りたい。

2009年1月22日に、ある現地紙の記事が注目を集めた。「カンボジア国民のあいだで特別法廷がいかに認知されているのか」を調べた意識調査結果に関するものであり、1110名の回答者のうち、「まったく知らない」が17.3%、「ほとんど知らない」が44.2%ということであった³⁾。一見すると、現地の人々の多くは、あまり関心を示していないのではないか、と思われる結果である。

そこで、こうした見方(人々の無関心あるいは知識の欠如)を、より具体的に確認するために、特別法廷に関連して調査・啓発活動を展開している社会開発センター(Center for Social Development=CSD)の資料を検討した。CSDは、ここ数年、ドイツ政府の組織であるGerman Development Service(日本のJICAのような組織)による資金援助をうけて、2006年以降、現在まで19回の公開フォーラム「正義と国民和解」を、国内各地で開催してきた。フォーラムは、裁判部の広報官や検事が特別法廷の背景や仕組みを説明し、会場との質疑を行う午前と、「和解・癒し」をテーマに、参加者の体験談を共有する午後の部に分かれている。とくに午前の部における裁判部関係者との質疑からは、プノンペンから遠く離れた地域の人びとが抱いている、特別法廷の

3) プノンペン・ポスト紙。調査の詳細は、以下。Terith, Chey. 2009. "A Thousand Voices: Questions on Additional Prosecutions as Proposed by the Co-Prosecutors of the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia", Documentation Center for Cambodia.

http://www.dccam.org/Tribunal/Analysis/pdf/A_Thousand_Voices.pdf (2009年10月21日アクセス)。

存在や正当性に関する認識の一端をうかがうことができると考えた。

公開フォーラムの議事録⁴⁾を参照することで把握される、参加者による特別法廷裁判部（以下、ECCC）認知のパターンは、大きく二つに分けることができる。

(1) ECCC についてはほとんど知らない。だからその基礎情報を得たい。

(2) ECCC がクメール・ルージュの元幹部を何人か裁こうとしているのは知っている。しかし、なぜ ECCC がそのような手続きを採るのかが分からない。

(1) の具体例は次のようなものである。

「何人が元幹部であり、もっとも責任がある人物とされているのか」(2007年8月31日)

「元幹部らが有罪宣告を受けた後、誰が被害者に補償するのか」(2007年7月27日)

「私の心の痛みを取り除くために、ECCC の人はすぐに元幹部らを有罪にしてほしい」(2007年5月2日)

ECCC の目的や前提を踏まえない、こうした「的外れな」質問や要望に対しては、ECCC を代表して説明する担当者は、基本的には「法ではそのように決められていない」を繰り返すことで対応できる。

しかし、(2) の具体例はどうだろうか。

「(武器供与や兵士の訓練などを通じて) クメール・ルージュを支援した外国政府や外国人は対象にならないのか。なぜクメール・ルージュだけが裁かれるのか」(2007年8月31日)

「なぜ法廷では、数人の幹部たちしか裁かれないのか分からない」(2007年3月2日)

4) (2006年6月14日) Kampot, (2006年9月28日) Kratie, (2007年3月2日) Siem Reap, (2007年6月8日) Svay Rieng, (2007年7月27日) Kampong Thom, (2007年8月31日) Kep and Kampot.

「なぜ法廷では1975年から79年の出来事しか取り上げられず、1970年以降行われたアメリカ軍による寺院や橋や学校への爆撃は取り上げられないのか」(2007年6月8日)

「私がより訴えたいのは1975年以前の被害なのだが、それはどこに持っていったらよいのか」(2007年3月2日)

「クメール・ルージュの元幹部たちはずいぶん老いているのに、法廷で裁くことに何のメリットがあるのか」(2007年8月31日)

「なぜ私たちはクメール・ルージュを裁かなくてはならないのか」(2006年9月28日)

「カンボジア国内法と国際法が適用されるというけれど、なぜ二つの法律を適用する必要があるのか」(2007年6月8日)

こうした質問は、特別法廷の検事や広報官が容易に答えられない、というより、答える立場にない性質のものであり、ある人は「質問を向ける相手を間違っている」というように考えるかもしれないものである。けれども、それらは、現地の人々が必ずしも単に「分かっていない」、あるいは「知らない」わけではなく、むしろ、より根本的な懐疑、もっと言えば根本的な理解に基づいた懐疑を法廷自体に差し向けていることが見て取れる質疑なのではないか、とも考えられる。

4. 移行期の正義とカンボジア特別法廷

ここまでの内容をまとめれば、次のようになる。法廷内部では、手続き的な問題をめぐって非常に細かい議論が重ねられ、つまり専門家はその職業倫理に忠実であろうとする結果、なかなか審理が進まない。その裏では、法論理や国際的な法廷運営基準などから漏れていく要素が、遅延の水脈を形作っている。一方で、社会構成員の多くは法廷についてはあまり知らないか無関心、もしくは、知っている者は、法廷の正当性に不信と疑惑を抱いている、という状況が生じている。当該国の政府は、明確な結果が出ないまま審理が長引けば、形式的には民主国家として再建が進んでいる姿勢を国際社会にアピール

ルでき、国内的には——国内法廷との混合法廷であるため——国際社会から流れ込む巨額の援助資金によって雇用の創出と経済の活性化を期待できる。

こうした状況をどのように理解することができるのか。政治学や国際関係論といった枠組みのなかで近年注目を集めている分野として、「移行期の正義 transitional justice」研究がある。たとえば、武力紛争を経た社会の第一の課題は「法の支配」が実現することだ、と言われる（篠田英朗『平和構築と法の支配』、2003年、創文社）。人権に配慮した新憲法を制定し、それに合わせて他の法律も書き換え、選挙によって為政者・立法者が選出されるメカニズムが公平に遂行されるようになり、警察や軍といった治安維持のための武装組織を改革して、特定の集団の利益のために公的な予算を用いた武力が利用されないようにする。そして、法治の原則が、政治権力よりも上位に来るようなシステムが保障されるように、国際社会が監視し、支援する、ということになる。

けれども、正義に対するそうした理念は、その実現の重要性は勿論であるとしても、その実現過程に、当該社会に特有のさまざまな問題や課題が生じることも確かだ、そうした現実を実証的に検討するというのが、「移行期の正義」研究の基本姿勢となっている。そこでは、たとえば、国家予算があまりなく、被害者の数が膨大であり、しかも、武装勢力の対立が潜在的には継続しているような状況で、どのように正義の実現を図っていったらよいか、という問題に答えることが求められる。あるいは、そもそも司法の制度というものは、すでに社会が安定した状況において機能するものであって、移行期の社会では、司法的な解決を図ること自体を——無条件に到達すべき目標として社会・政治分析を行うのではなく——まずは分析の対象とすべきではないか、という視点も提起されている。

その上で、どのような考察の展望があるか。（以下の④と⑤に関する）十分な実証は今後の課題であるが、現実点での仮説としては、以下のとおりである。

①広範な武力紛争を経験した、移行期の社会において、たとえば、特別法

廷に代表されるような正義を追求する動きが現実化する。

- ②司法の専門家（「国際法廷を渡り歩いている」欧米人法律家たち）は、その論理と倫理を追求し、部外者が理解できない詳細な議論を継続する一方で、多くの市民は、そのプロセスに対して無関心であるか、不信感を抱いている。（国際・国内の人員を併せ持つ混合法廷の場合）法廷審理が長期化することは、政府に利得をもたらすとも言える。
- ③こうした状況に対して、制度外の動きとして、国内外の NGO が、法廷に関する情報を広め、浸透させる啓発活動を活発化させ、被害者の権利を訴え、あるいは正義の概念を補完するかのようには和解の理念を掲げたりする。
- ④しかし、長期化・精緻化する法廷プロセスが、当該社会にもたらすものは、多くの人々による、正義の概念に対するシンプルな期待（たとえば、クメール・ルージュの元幹部らが厳しく処罰されるという光景）に対する失望ないしは期待外れの感覚である。
- ⑤他方で、和解（や、他には人権など）といった、その内容や帰結があいまいな理念を通じて、いくつもの社会運動が生じ、結果として、より正義に関する論点が公共の場で議論しやすい社会に変化していくだろう。

（本学准教授 社会学）

〈キーワード〉カンボジア、司法、社会再統合

〔編集委員会付記〕

阿部利洋准教授の他の発表者及び発表題目は次のとおりである。

慧思の末法観

采筆 晃本学講師

大岡昇平と太宰治

——それぞれの『ハムレット』、それぞれのシェイクスピア——

芦津かおり本学准教授

保育者として卒業した人たちの動向と実態 徳岡博巳本学教授

以上の発表内容は『大谷学報』第90巻第1号に論文として掲載予定である。